

令和7年度 第9回全体庁議（10月31日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(3) 町内会自治活動費交付金の見直しについて [市民福祉部]
----	-------	--------------	------------------------------------

■ 提案・報告の趣旨

町内会自治活動費交付金の見直しについて、令和7年11月17日の厚生委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1 町内会の現状と市の対応

多くの町内会は、加入率の低下や役員の固定化、高齢化などの課題を抱え、市の補完的業務を担うことができる状況にはないと考えられることから、今後も町内会が持続的な活動を行うことができるよう、「持続可能な町内会活動の推進に向けた取組方針（令和7年3月策定）」等に基づき、町内会の負担軽減を図るため、市の依頼業務の見直しを検討している。

2 これから町内会に対する市の考え方

地域で安心して快適に暮らしていくためには、地域課題の解決をはじめ、災害時の助け合いや見守りなど公益的な活動を行う顔の見える身近なコミュニティが必要であり、市としては、これからも町内会は大切な役割を担うものと考える。

今後も町内会が地域コミュニティを維持し、自主的な活動を推進できるよう、現在の活動状況を踏まえ、町内会自治活動費交付金について見直しを図る。

3 現行の自治活動費交付金

町内会活動に必要な「町内会割」と広報紙の配布や市からの文書を回覧する経費である「世帯割」で構成されている。

4 見直しの考え方

- ①交付の対象とする活動を1つ以上実施する場合に「町内会割」を交付
- ②広報紙の配布や市からの各種文書の回覧依頼が無くなることから「世帯割」を廃止

5 見直し内容

交付対象となる活動事例にある活動を一つでも行った場合、町内会加入1世帯あたり300円を交付する。

交付対象となる活動事例は、未加入者にも恩恵があるような公益性のある活動に限定する。

（活動事例：防災活動、防犯活動、交通安全活動、福祉活動、環境美化活動、その他の活動）

■ 今後のスケジュール

- ・令和7年11月17日 厚生委員会へ報告
- ・令和7年11月 町内会に対して、新たな交付金制度（案）の内容を文書にて通知
- ・令和8年1月 予算編成作業
- ・令和8年2月～3月 予算の議会提案
- ・令和8年4月 新たな交付金制度の運用開始

■ 審議結果

- ・同内容で、11月17日厚生委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

- ・特になし